

土地区画整理事業の勉強会を開催しました!!

(公財)区画整理促進機構から専門家を招き、「事業を実施することで、自身の土地の権利や価値がどのようになるのか」「課税の仕組み」「事業認可までの流れ」など、土地区画整理事業について学びました。とても有用な情報が多く、共有を図るため、当日の資料を添付します。気になる点や詳しく知りたい内容などがあれば、ご連絡ください。

意見交換では、事業実現に向けてのポイントや今後の進め方などを確認し合い、次回からは今回の勉強会の内容を踏まえたスケジュール作りとともに、事業採算性の検証などもあわせて進めていきます。

開催概要

- ◆日時：平成30年6月27日(水) 19:00~21:00
- ◆場所：北コミュニティセンター201会議室
- ◆参加者：田村俊文、辻井則一、阪東俊行、
(敬称略) 藤岡新昌、吉岡正純、近鉄不動産(株)、
奈良交通(株)、生駒市都市計画課
- ◆専門家：(公財)区画整理促進機構
鈴木雅雄氏、伊勢博幸氏



意見交換での内容

- ・業務代行方式の説明(資料 p34)があったが、代行者を探すタイミングは？

最近の区画整理事業は業務代行方式がトレンドだが、業務代行会社としては、いつから使える土地なのかははっきりしないと受けにくい。区画整理促進機構が業務代行会社を紹介するケースでは、依頼を受けた時点で登録業者に情報を提供し、手を挙げた企業の中から業務代行会社の候補を選定し、依頼者に紹介する。その中で最もすぐれた提案をした会社と一緒に事業を進めることとなる。

- ・事業を進めていくには地権者のどの程度の合意形成が必要となるのか？

制度上では地区内の地権者・宅地総面積のうち、それぞれ 2/3 以上の同意で事業を進めることができる。しかし、数よりも皆が幸せになる方法で進めることが望ましい。事業採算と区域の検討を進め、皆が望む方法で進めるのが良いのではないかと。

自然

知

夢

がはばたく 北生駒

～過去から未来へ伸びゆくまち 地域に根を張りつなげるまち～